

## 協定書・確認書集（抜粋）

<http://zenkoku-kowan.jp/pdf/agreement2012.pdf>

一般社団法人日本港運協会(以下「日港協」という)と全国港湾労働組合連合会(以下「全国港湾」という)及び全日本港湾運輸労働組合同盟(以下「港運同盟」という)は、1972年(昭和47年)5月30日より2012年(平成24年)8月21日までに締結した協定書及び確認書等を次の通り集約、整理したことを確認する。

なお、本協定は、各年度ごとに合意した春闘協定および、都度、課題に対応して合意し締結した協定(確認書・覚書を含む)を、項目ごとに整理しなおしたものである。それぞれの既存協定は、港湾労使の歴史的文書、協定の原文として保管するものとする。また、協定の解釈などで労使間に疑義が生じた場合などは、協定原文に立ち返って誠実に労使協議を行うものとする。

2012年(平成24年)11月21日

一般社団法人 日本港運協会  
会 長 久 保 昌 三

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟  
会 長 新 屋 義 信

(P.10 抜粋)

## 第9条 事前協議制度

第1項 輸送体制並びに荷役手段の形態変化に伴い、港湾労働者の雇用と就労に影響を及ぼす事項については、あらかじめ協議する。事前協議の対象事項、船社にかかわる事前協議については、確認書(第12章第58条第5項)によるものとする。なお、産別労使協定である事前協議制度等に対する不当な圧力、介入に対しては反対する。

第2項 船社のアライアンスの再編については、事前協議制度協定(第12章第58条第5項)、及び確認書(第12章第58条第14項①・②)にもとづき対応する。

第5項 事前協議制度に関する協定（1986年（昭和61年）3月25日付）/2010年（平成14年）7月2日付）

1. 事前協議の対象事項について

事前協議の対象事項を次のとおりとする。

(1) 革新船の就航並びにコンテナバースに関する件

なお、革新船とは、フルコンテナ船、RO/RO船（自動車専用船にKD及びその付属部品等併積のものを含む）、多目的船等の特殊構造船をいい、これらの船型にあって本船ギアを使用する場合も対象とする。

(2) 荷主、メーカー等が、港頭地区において港湾作業部門へ進出する件

なお、当面の対象範囲は、自営、系列会社の新免あるいは既存港湾事業者の起用にかかわらず次のとおりとする。

鋼材流通センター

自動車専用埠頭

サイロ

コールセンター

その他荷主流通センター

(3) 港湾運送事業者以外の企業等が新規港湾運送事業許可申請により港湾に進出する件

(4) ターミナルにおける大型荷役機械及びロボットの導入に関する件

(5) 港湾における情報システム（シップネッツ等）導入に関する件

2. 船社に係わる事前協議について

(1) 事前協議の対象について

事前協議制度は革新船の就航並びにコンテナバースに係わる労働問題（港湾労働者の雇用と就労に影響を及ぼす事項）に限る事案を取り扱うものとする。

(2) 事前協議の制度について

事前協議制度は、船社－日港協、日港協－労組で行う2者2者協議を基本とする。

(3) 事前協議手続について

- ① 事前協議の取扱いは日港協、全国港湾、港運同盟により、「事前協議に関する協議会」を組織し、次の手順により協議を行う。

